

平成 20 年 3 月 4 日

各 位

大阪市北区堂島二丁目 4 番 27 号
シナジーマーケティング株式会社
代表取締役社長 谷井 等
(コード番号：3859)
問い合わせ先 経営企画室長 加藤 卓
電 話 番 号 06 - 4797 - 2300

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 2 月 18 日の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 20 年 3 月 26 日開催予定の第 3 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第 426 条の定める取締役及び監査役の責任免除制度に基づき、定款に第 27 条（取締役の責任免除）を新設し、現行定款第 31 条に所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-----------------|------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 20 年 3 月 26 日 |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 20 年 3 月 26 日 |

以 上

別紙

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(新設)</p> <p>第27条～第30条 (条文省略)</p> <p>(社外監査役の責任免除) 第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の限度額とする。</p> <p>第32条～第35条 (条文省略)</p> | <p>(取締役の責任免除) 第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第28条～第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除) 第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の限度額とする。</p> <p>第33条～第36条 (現行どおり)</p> |